

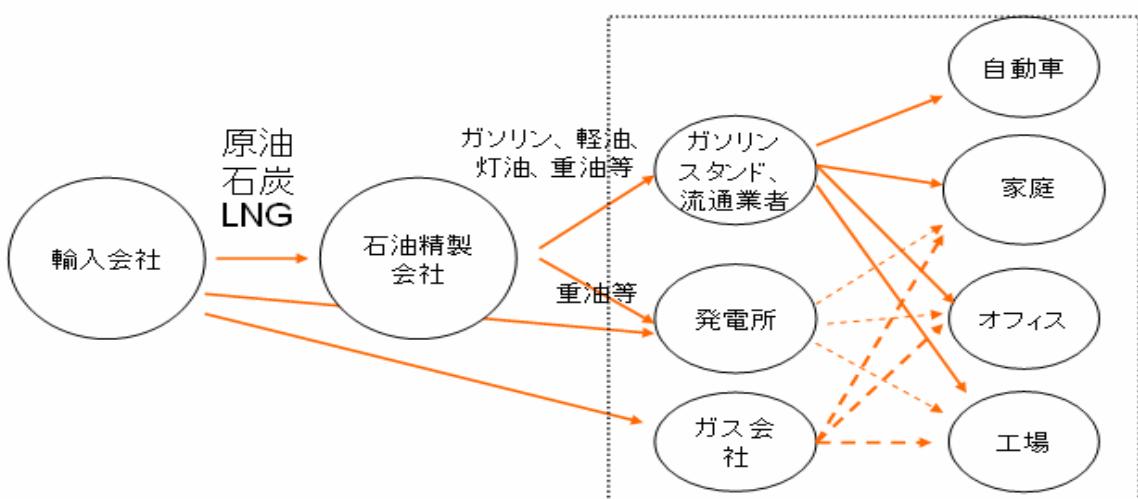
中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会施策総合企画小委員会

「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」（平成16年12月）

5. 課税段階

- 温暖化対策税制を導入するとした場合、最終的な負担者はエネルギーの最終消費者とすべきであるものの、課税段階、納税義務者は、化石燃料の多様な流通経路に即し、様々な形が考えられ、基本的類型としては、以下のように、最上流、上流、下流といった形が考えられる。
- また、これらと並んで、これらを組み合わせる課税（ハイブリッド課税）も考えられる。

	最上流課税	上流課税	下流課税
	化石燃料の輸入時点又は採取場からの採取時点での課税	化石燃料の製造場からの出荷時点での課税	化石燃料の消費者への供給時点での課税
課税物件（例）	・石炭、原油・輸入石油製品、天然ガス（LNG）	・石炭、石油製品（ガソリン、重油、軽油等）、都市ガス	・石炭、石油製品（ガソリン、重油、軽油等）、都市ガス
課税標準（例）	・保税地域からの引取量、採取場からの採取量	・石炭：最上流と同じ ・石油製品、都市ガス：製造場からの移出量	・石炭、石油製品、都市ガスの消費量（又は消費者への販売量）
納税義務者（例）	・保税地域からの引取者、採取者	・石炭：最上流と同じ ・石油製品、都市ガス：製造者	・石炭、石油製品、都市ガスの消費者（又は消費者への販売者）
既存の化石燃料課税の例	石油石炭税（国税）	揮発油税（国税）	・石油ガス税（国税） ・航空機燃料税（国税） ・軽油引取税（都道府県税） (軽油の引取に対して課税)



最上流課税

上流課税

下流課税

- 上記の課税段階について、長所、短所を整理すると以下のとおりとなる。

	最上流課税又は上流課税	下流課税	
評価基準	①税の価格インセンティブ効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最上流・上流段階から化石燃料の消費者への税額の転嫁が必要。 ○ 税の負担を実感しやすくするため、化石燃料の販売店が領収証に税額を表示することが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化石燃料の消費者が申告納税する場合は、上流等からの課税転嫁の問題はない。 ○ 化石燃料の販売店が、納税義務者となる場合に、消費者が税の負担を実感しやすくするために、販売店が、領収書に税額を表示することが考えられる。
	②減免・還付措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下流・排出段階に位置する化石燃料の消費者（温室効果ガスの排出者）に対して、最上流・上流段階で課税した税の減免・還付措置を講ずることは、既存税の例に照らすと、制度設計上困難となる。 <ul style="list-style-type: none"> → その場合、下流・排出段階に位置する税負担を軽減すべき者に対しては、歳出面での補助金等により、負担軽減を図ることが考えられる。 ○ また、特定用途についての減免・還付措置は、課税する段階において、課税時又は事後的に当該用途を特定することができれば、制度設計可能であるが、流通経路が長い場合には、事務が非常に煩雑になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下流・排出段階に位置する税負担を軽減すべき者に対して、税の減免・還付措置を講ずることは、制度的に可能。 ○ また、特定用途についての減免・還付措置は、課税する段階において、課税時又は事後的に、当該用途を特定することができれば、制度設計可能。
	③徵稅事務の執行可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納稅義務者は比較的少数であり、また、既存税の制度を活用することが可能であり、効率的な執行が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活用できる既存の国税の制度がほとんどないため新たな仕組みの構築が必要。また、納稅義務者が多数にのぼる。 ○ 把握が必要な課稅場が多数に昇り、徵稅漏れの問題が生じ易い。



既存エネルギー関連税の課税ベース

		課税対象								
上流	課税標準	天然ガス	石油・石油製品					石炭	電力	
	税目	石油石炭税								
下流	課税標準	天然ガス	ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	石炭	電力
	税目		ガソリン税*	軽油引取税	石油ガス税			航空機燃料税		電源開発促進税

■は現行税制の下で課税されている課税対象を示す。

*「ガソリン税」とは、揮発油(=ガソリン)に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称である。